

テレワーク・ワーケーション官民推進協議会後援等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、テレワーク・ワーケーション官民推進協議会（以下「協議会」という。）が、テレワークやワーケーションの普及・推進に寄与する催し又は協議会の事業運営または施策の趣旨に合致している催し（その他これらに準ずるものを含む。）について、後援、共催（以下「後援等」という。）名義の使用承認を行う場合の基準及び手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(後援等の区分)

第2条 協議会が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 協議会が当該事業について賛同し、名義の使用を承認することによって支援するもの。
- (2) 共催 協議会が主催者の一員として、当該事業の企画又は実施に参加するもの。
- (3) その他 事前協議のうえ、会長が特別な協力や協賛が必要と認めるもの。

(後援等の名義)

第3条 会長が、後援等について使用を承認する名義は、「テレワーク・ワーケーション官民推進協議会」とする。

(対象団体等)

第4条 後援等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 協議会会員または協議会会員が組織する団体
- (2) その他次の要件のいずれをも満たし、会長が認める団体
 - (ア) 主催者の存在、所在地が明確であること。
 - (イ) 堅実な活動実績を有する等、事業等遂行の意思及び能力が十分であると認められること。

(後援等の実施基準)

第5条 前条の後援等は次の各号のすべてに該当するものに限り承認するものとする。

- (1) 事業の内容が、協議会の事業運営又は施策の趣旨に合致していること。
 - (2) 広く一般市民等を対象とした事業であること。
 - (3) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
 - (4) 入場料等を徴収する事業にあっては、その金額が、規模及び内容に対し過重でないこと。
 - (5) 事業等の開催場所において公衆衛生、完全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を行わないものとする。
- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - (2) 特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持又は反対する意図があると認められるもの。
 - (3) 金品の寄付、援助、事業への参加等を強要するもの又はその外形から判断して強要して

いると参加者に誤解を与えるおそれがあるもの。

- (4) 暴力団関係者の利益になるもの又はなるおそれがあるもの。
 - (5) その他後援等を行うことが不相当と認められるもの。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に会長が必要と認めるものについては、後援等を承認することができる。

(後援等の申請)

第6条 後援等を受けようとする者は、事業等の開催日の1ヶ月前までに、所定の申請方法をもって、次の各号に該当する書類を添えて協議会に申請しなければならない。ただし、やむを得ないと会長が認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 申請書(様式1)
 - (2) 申請する催しの目的及び内容を明らかにする書類
 - (3) 主催者の組織概要及び活動の目的を明らかにする書類
 - (4) 参加者等から料金を徴収する場合にあっては、収支予算書
 - (5) その他会長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定による申請は、名義使用を開始する前に行わなければならない。

(承認の決定)

第7条 会長は前条の規定による申請を受理したときは、承認の可否を決定し、申請者に当該決定を通知するものとする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、後援等の承認に際し条件を付することができる。
- 3 会長は、第1項の決定のため、申請者に対し必要に応じて報告を求めるまたは資料の提出を求めること(以下「報告等」という。)ができる。

(経費等負担、免責)

第8条 共催を除く後援等を承認した事業等について、協議会は、人的、物的及び金銭的な負担は負わないものとする。当該事業によって発生した損害等の一切の責任はすべて申請者の責任において解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。

- 2 共催を承認した事業等については、別途申請する者と予め協議した上で役割を定め、承認する。

(事業計画の変更)

第9条 申請者は、事業計画の内容等に変更が生じた場合は、速やかに事業の変更内容または中止について協議会に報告しなければならない。

(承認の取消)

第10条 第6条の申請内容又は企画書等の添付資料等に虚偽の事項があったときは、後援等の承認を取り消すものとする。

- 2 事業実施後に第5条の規定違反に該当したことが認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援等を承認しないものとする。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。